

横須賀市規則第3号

個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿の作成)

第3条 個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（単票）（第1号様式）による。

2 個人情報ファイル簿（単票）は、個人情報ファイルごとに作成するものとする。

3 市の機関は、個人情報ファイル簿（単票）を作成したときは、個人情報取扱事務登録簿見出（第2号様式）に必要な事項を記載するものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第4条 個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務登録簿見出及び個人情報取扱事務登録簿（単票）（第3号様式）による。

2 条例第3条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報取扱事務の根拠となる法令等

(2) 登録事項の変更新年月日

(3) 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用する場合にあっては、当該利用目的以外の目的

(4) 利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、当該提供先

(5) 個人番号の利用の有無

(6) 個人情報の取扱いの委託がある場合にあっては、その旨

(7) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地

(8) 保有個人情報の訂正及び利用停止に関して他の法令の規定により特別の
手続が定められているときはその旨

(9) 市の機関等の名称

(10) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(11) 個人情報ファイルの利用目的、記録項目及び記録範囲

(12) 記録情報の収集方法

(13) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(14) 記録情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提
供先

(15) 個人情報ファイルの種別

3 条例第3条第6項第8号に規定する規則で定めるものは、法第74条第2項
第1号、第2号、第5号、第10号及び第11号に掲げる個人情報ファイル並び
に個人情報ファイル簿を作成しなければならない個人情報ファイルを構成す
る個人情報とする。

4 個人情報取扱事務登録簿（単票）は、個人情報取扱事務において取り扱う
個人情報により構成される個人情報ファイルごとに作成するものとする。

（個人情報ファイル簿の公表等）

第5条 法第75条第1項の規定による公表は、市の機関が指定する庁舎内の場
所における閲覧及びインターネットを利用した閲覧の方法により行うもの
とする。

2 前項の規定は、条例第3条第7項に規定する一般の閲覧について準用す
る。

（個人情報の取扱いの委託の届出）

第6条 市の機関は、個人情報の取扱いの委託をしようとするとき（条例第
3条第6項各号に掲げる個人情報の取扱いの委託をしようとするときを除
く。）は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事
項を変更し、又は当該委託の全部若しくは一部を取りやめようとするとき
も、同様とする。

2 前項の規定による届出は、個人情報取扱事務委託登録票（第4号様式）に
よらなければならない。

3 市長は、第1項の届出を適宜取りまとめ、条例第14条第1項に規定する横
須賀市個人情報保護運営審議会に報告するものとする。

（開示請求書）

第7条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第5号様式）による。

(開示決定通知書等)

第8条 法第82条第1項本文に規定する書面は、保有個人情報開示決定通知書(第6号様式)による。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報不開示決定通知書(第7号様式)による。

(開示請求に係る事案の移送の通知書)

第9条 法第85条第1項後段に規定する書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(第8号様式)による。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知書等)

第10条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に対する意見照会書(法第86条第1項適用)(第9号様式)によらなければならない。

2 法第86条第1項に規定する意見書は、保有個人情報の開示に対する意見書(第10号様式)による。

3 法第86条第2項本文に規定する書面は、保有個人情報の開示に対する意見照会書(法第86条第2項適用)(第11号様式)による。

4 法第86条第2項本文に規定する意見書は、保有個人情報の開示に対する意見書による。

5 法第86条第3項後段に規定する書面は、反対意見書提出者への通知書(第12号様式)による。

(写しの交付に係る作成等に要する費用)

第11条 条例第6条第2項に規定する写しの交付に係る写しの作成に要する費用の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 条例第6条第2項に規定する写しの交付に係る写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係る郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)の料金に相当する額とする。

3 前2項の費用は、前納しなければならない。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第12条 法第87条第1項本文に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又はビデオテープに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を市の機関が保有する再生装置により再生したものの視聴又は当該保有個人情報に係る部分の録音テープ若しくはビデオテープに複写

したものの交付

(2) フレキシブルディスクに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクに複写したものの交付

(3) 光ディスクに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を光ディスク（日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径 120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

(4) 前3号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付又は市の機関が保有する再生装置により再生したものの視聴

(開示の実施の方法等の申出書)

第13条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第 507号）第26条第1項に規定する書面は、保有個人情報の開示実施方法の申出書（第13号様式）による。

(開示の実施における保有個人情報の保全)

第14条 開示決定に基づき保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報を丁寧に扱うものとし、かつ、当該保有個人情報の改ざん、汚損又は破損をしてはならない。

2 市の機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 第1項の閲覧又は視聴については、市の機関の職員が立ち会うものとする。

(訂正請求書)

第15条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第14号様式）による。

(訂正決定通知書等)

第16条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（第15号様式）による。

2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（第16号様式）による。

(訂正請求に係る事案の移送の通知書)

第17条 法第96条第1項後段に規定する書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）による。

(保有個人情報提供先への通知書)

第18条 法第97条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(第18号様式)による。

(利用停止請求書)

第19条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第19号様式)による。

(利用停止決定通知書等)

第20条 法第101条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(第20号様式)による。

2 法第101条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第21号様式)による。

(決定期間延長通知書等)

第21条 条例第4条第2項後段、第7条第2項後段及び第9条第2項後段に規定する書面は、保有個人情報開示等決定期間延長通知書(第22号様式)による。

2 条例第5条後段、第8条後段及び第10条後段に規定する書面は、保有個人情報開示等決定期間特例延長通知書(第23号様式)による。

(諮問の通知書)

第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、横須賀市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(第24号様式)によらなければならない。

(運用状況の公表)

第23条 条例第15条の規定による公表については、第5条第1項の規定を準用する。

(個人情報保護専門委員)

第24条 法及び条例の円滑な運用を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条第1項の規定に基づく専門委員として、個人情報保護専門委員を置く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 横須賀市個人情報保護条例施行規則(平成5年横須賀市規則第45号)は、廃止する。

別表（第11条第1項関係）

文書等の種類	写しの作成の方法		金額
文書及び図画	乾式複写機による写しの作成	モノクロ単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙	1枚につき 10円
		多色刷りで日本産業規格A列4番までの用紙	1枚につき 50円
		多色刷りで日本産業規格A列3番の用紙	1枚につき 80円
	業務委託による写しの作成		当該業務委託で定める額
マイクロフィルム	印刷物に出力したもの（モノクロ単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。）		1枚につき 10円
	業務委託による写しの作成		当該業務委託で定める額
電磁的記録	録音テープ（記録時間が120分のもの）に複写したもの		1巻につき 200円
	ビデオテープ（記録時間が120分のもの）に複写したもの		1巻につき 300円
	フレキシブルディスク（容量が1.44メガバイトのもの）に複写したもの		1枚につき 100円

	光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281に適合する直径 120ミ リメートルの光ディスクの再生装 置で再生することが可能なもの に限る。）に複写したもの	1枚につき 150円
--	---	------------

備考 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	
市の機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	
個人情報ファイルの記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	
開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
保有個人情報の訂正及び利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときはその旨	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号

<p>行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の本人の数</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工情報情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工情報情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる期間</p>	
<p>備考</p>	

第3号様式（第4条第1項関係）

個人情報取扱事務登録簿（単票）

個人情報ファイルの名称	
市の機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	
個人情報ファイルの記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	
開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
保有個人情報の訂正及び利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときはその旨	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号
備考	

届出年月日	年 月 日
番号	

個人情報取扱事務委託登録票

事務又は事業の名称		
事務又は事業の目的		
所管部課等名		
委託契約年月日		
受託者の名称		
委託事務又は事業の内容		
提供する保有個人情報又は個人情報ファイルの名称	個人番号の有無	
(事務処理欄)		

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

請求者 住 所
氏 名
電 話

開示を請求する保有個人情報

求める開示の実施方法等

本人以外の者の請求の場合の本人
の状況等

保有個人情報開示決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
<p>年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり開示することを決定しましたので通知します。</p>	
開示する保有個人情報	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	

第7号様式（第8条第2項関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報

開示をしないこととした理由

第8号様式（第9条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
<p>年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。</p> <p>なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。</p>	
開示請求に係る保有個人情報	
移送をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
備考	

第 10 号様式（第 10 条第 2 項、第 4 項関係）

保有個人情報の開示に対する意見書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

提出者 住 所
氏 名
法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名
電話番号

開示請求に係る保有個人情報

開示についての意見

連絡先

第 11 号様式（第 10 条第 3 項関係）

保有個人情報の開示に対する意見照会書（法第86条第 2 項適用）

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



次のとおり保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第76条第 1 項の規定による開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、意見書を提出していただきますようお願いします。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	
個人情報の保護に関する法律第86条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

第12号様式（第10条第5項関係）

反対意見書提出者への通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日に意見書の提出がありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示決定をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	
開示を実施する日	

保有個人情報の開示実施方法の申出書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住 所
申出者 氏 名
法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名
電話番号

保有個人情報開示決定通知書の文
書番号等

求める開示の実施の方法

開示の実施を希望する日

写しの送付の希望の有無

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住 所
請求者 氏 名
電 話

訂正請求に係る保有個人情報の開示
を受けた日

開示決定に基づき開示を受けた
保有個人情報

訂正請求の趣旨及び理由

本人以外の者の請求の場合の本人
の状況等

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日に請求がありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	

第16号様式（第16条第2項関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
<p>年 月 日に請求がありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定しましたので通知します。</p>	
訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしないこととした理由	

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日に請求がありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報	
移送をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
備考	

第18号様式（第18条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号 年 月 日	
(あて先)	
横須賀市長 印	
次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正をいたしましたので、同法第97条の規定により通知します。	
訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	
訂正決定をする内容及び理由	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

請求者 住 所
氏 名
電 話

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

利用停止請求の趣旨及び理由

本人以外の者の請求の場合の本人の状況等


第20号様式（第20条第1項関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
<p>年 月 日に請求がありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することを決定しましたので通知します。</p>	
利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	

第21号様式（第20条第2項関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 	
<p>年 月 日に請求がありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定しましたので通知します。</p>	
利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止をしないこととした理由	

保有個人情報開示等決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示等については、次のとおり開示決定等の期間を延長します。

請求の区分	
適用する期間の延長の規定	
請求に係る保有個人情報	
延長後の期間	
延長する理由	

保有個人情報開示等決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示等については、次のとおり開示決定等の期間を延長します。

請求の区分	
適用する期限の特例の規定	
請求に係る保有個人情報	
期限の特例の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	

横須賀市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日付けの市長に対する審査請求について、次のとおり横須賀市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第 105条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報	
審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）	
審査請求を受けた日及び審査請求の趣旨	
諮問をした日	